【正会員超過部分を200万円と選択した場合】
①　当該正会員超過部分である200万円を本節第２、２⑵①の規定に関わらず、正会員基準額部分とみなして、同項を適用して免除（免除率77%）その他の権利の変更を行う。この場合、残150万円の部分は、平日会員権１口取得の前提となる平日会員資格の額面単位である200万円に満たないので、正会員基準額部分のみなし規定が及ぶ正会員超過部分としては認めない。
　その結果、当該150万円の部分は、上記正会員基準額部分のみなし規定が及ばない正会員超過部分となるので、退会会員預託金債権となる（免除率80%）。
②　①に基づき正会員基準額部分とみなされた正会員超過部分の権利変更後の金額が平日会員再入会基準額である46万円と同額であることから、南総倶楽部の基金に対して追加支払金の拠出をすることなく、平日会員資格を１口取得する。
【正会員超過部分を350万円と選択した場合】
①　当該正会員超過部分である350万円を本節第２、２⑵①の規定に関わらず、正会員基準額部分とみなして、同項を適用して免除（免除率77%）その他の権利の変更を行う。
②　①に基づき正会員基準額部分とみなされた正会員超過部分の権利変更後の債権及び当該債権額と92万円（＝平日会員再入会基準額である46万円×２）との差額である11万5000円を、それぞれ債権譲渡による現物拠出及び11万5000円の追加支払による金銭拠出により、拠出期間内に南総倶楽部の基金に対して拠出することにより、平日会員資格を２口取得する。

⑸　平日会員が平日会員資格を追加取得する場合の権利の変更と弁済方法
　平日会員において、当該平日会員資格に対応する会員口の預託金債権が200万円を超える（平日会員基準額部分を超え平日会員超過部分が発生する）場合、当該会員は、当該200万円を超える金額に相当する口に関し、選択期間内に限り、下記の条件により平日会員資格を追加で取得する旨の意思表示を行い、かつ差額の追加支払による金銭拠出により、さらに１口の平日会員資格を取得することができる。
①　平日会員超過部分を本節第２、２⑵②の規定に関わらず、平日会員基準額部分とみなして、同項を適用して免除（免除率77%）その他の権利の変更を行う。
②　①に基づき平日会員基準額部分とみなされた平日会員超過部分の権利変更後の債権及び当該債権額と平日会員再入会基準額である46万円との差額を、それぞれ債権譲渡による現物拠出及び差額の追加支払による金銭拠出により、拠出期間内に南総倶楽部の基金に対して拠出することにより、平日会員資格をさらに１口取得する。

第４節　一般更生債権（その他）に関する権利の変更と弁済方法
第１　確定更生債権
73件
　合計　442,280,853円及び額未定
別表11（省略）
（内訳）
①　元本　413,615,279円
②　本件再生手続開始決定日の前日までの利息・損害金
　2,276,533円
③　本件再生手続開始決定日以後の利息・損害金
　26,389,041円及び額未定
第２　権利の変更と弁済方法
　別表11（省略）記載の更生債権については、以下のとおりとする。
１　権利の変更
　本件再生手続開始決定日以後の利息・損害金については、更生計画認可決定確定の日に全額免除を受ける。
　元本及び本件再生手続開始決定日の前日までの利息・損害金については、合計額の80%に相当する額につき、選択期間満了日の翌日に免除を受ける。
２　弁済方法
　上記１に基づく免除後の金額の50%相当額を更生計画認可決定確定後６ヶ月以内に、残りの50%相当額を更生計画認可決定確定後１年以内に、それぞれ弁済する。

第５節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済の場所
　更生計画による弁済は、すべて更生会社の本店所在地（本店が移転した場合には移転した本店）で行う。
　但し、更生債権者等が希望する場合は、その指定する銀行口座への振込により弁済することができるものとし、この場合の振込費用は更生会社の負担とする。
　公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法により、指定する場所にて行う。
　弁済を受ける更生債権等の中に利息または損害金を含む場合の充当の順序は、別段の定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別段の定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。
第２　弁済期日が休日の場合の取扱い
　本章で金銭債務の弁済期日として定められた日が金融機関休業日に該当するときは、同弁済期日の定めにかかわらず、当該休業日の直前の金融機関営業日をもって弁済期日とする。
第３　債権譲渡等の取扱い
　債権調査期間終了日（平成22年11月４日）の翌日から本更生計画認可決定日までに、更生担保権または更生債権について、債権譲渡等を原因として債権者名が変更された場合、権利の変更と弁済方法の定めは、債権者名義変更前の債権金額を基準として適用する。
第４　債権の放棄または債権届出の取下げ等
　債権調査期間終了日（平成22年11月４日）の翌日から本更生計画認可決定日までに、更生担保権または更生債権について、放棄または届出の取下がなされた場合、更生計画に定める権利の変更と弁済方法の定めは、放棄または取下後の残債権額を基準として適用する。
第５　端数処理
１　弁済額の端数処理
　更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げるものとする。
２　分割弁済額の端数処理
　更生債権者への弁済が２回に分割して弁済される場合には、当該分割弁済額の計算により１円未満の端数が生じる場合、第１回目の弁済額については１円未満の端数を切り上げ、第２回目の弁済額については１円未満の端数を切り下げるものとする。
第６　相殺
　更生会社が本更生計画に基づき更生担保権または更生債権の弁済を行う際に、更生会社が更生担保権者または更生債権者に対して弁済期の到来した債権を有するときは、管財人は第３章に基づく権利変更後の債権に対して、自働債権として対当額において相殺のうえ、残額を弁済する。

第４章　未確定更生債権等に対する措置（省略）
第５章　担保権等の措置
１　別表15（省略）「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定後も同表の新しい債権額記載の額の限度で存続する。
２　同表記載の担保権は、第３章第１節第２の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。更生会社は、リース期間が満了するまでリースにかかる担保権の目的物（以下「リース物件」という）の使用を継続することができる。
３　リース物件について、第３章第１節第２の定めに基づく弁済が完了したときは、当該担保権者は、管財人または更生会社の同意を得て当該リース物件の所有権を放棄することができる。